

議案第 37 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗



## 岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を「100分の5」に、「加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を「加算した額」に改める。

附則第6項及び第7項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「得た額。以下この項において同じ。」及び「得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を「得た額」に改める。

附則第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を「加算した額」に改める。

附則第13項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第15項中「附則第5項、第6項」を「附則第6項」に改める。

附則第17項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。